

教育装置、研究装置、ICT活用推進事業及び 研究設備の審査方針等について

審査方針について

- ① 審査は、「人文科学系」「社会科学系」「理工学系」「生物学系」及び「情報系」の分野ごとに、各分野に所属する委員が行うものとする。
- ② 審査は、書類審査とする。
- ③ 審査は、原則、計画調書1件につき3名の委員が行うものとする。また補助対象事業区分ごとに以下⑥に掲げる基準に従い評価する。
- ④ 審査の方法は、計画調書ごとに以下の項目について評価（項目別評価）を行うとともに、さらに項目別評価の結果等を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を行うものとする

【効果性】

研究課題又は教育上の課題との関連で当該装置・設備の必要性が高く、その装置・設備を導入することにより、研究の進展又は教育の振興が期待できるものであること。

【利用状況】

当該装置、設備を利用する学内組織の種類、規模、研究者数、学生数、活動状況、研究実績などが適切であること。

【管理体制】

教育研究装置・設備の整備後の適正な維持・管理及び有効な利用に関する管理・運営体制が構築されていること。

- ⑤ ④に掲げる項目別評価の評価にあたっては、装置・設備の教育研究上の利用計画、補助効果のほか以下の項目について考慮するものとする。
 - ア 私立大学等における教育研究基盤の充実・強化に資するものであること。
 - イ 特に、社会的要請の強い特色ある研究の実施に必要があると認められるものであること。

⑥ 項目別評価は4点、3点、2点、1点、0点の5段階評価（「管理体制」は4点、3点、1点、0点の4段階評価）（表1を参照）、総合評価はA、B、C、D、Eの5段階評価（表2を参照）を行う。

総合評価の目安として、表2に「効果性」「利用状況」「管理体制」の項目別評価の合計点の配分を示しているが、総合評価において必ずしもこの配分によることはない。

また、総合評価におけるA、B及びC評価は、各委員の担当事業ごとに6割程度（A、B、Cの割合は問わない）とする。（審査対象が少数の場合や項目別評価については制限を設けない。）

評価にあたり、付記すべきことがある場合は、評価表の「備考」欄に記載すること。

（表1）項目別評価【教育装置、研究装置及び研究設備】

評価 (点)	効果性	利用状況	管理体制
	【評価のポイント】 装置・設備を導入することにより、教育・研究の進展・振興が期待できるか。	【評価のポイント】 教育・研究の実施にあたり、導入する装置・設備の適切な利用が見込まれるか。	【評価のポイント】 装置・設備の適切な維持・管理体制が構築されているか。
4	教育・研究効果を大いに高めることが期待できる	多種多様な教育研究の取組において活用が見込まれる	事務局を含めた組織的な管理体制が構築されている
3	教育・研究効果を高めることが期待できる	いくつかの教育研究の取組において活用が見込まれる	組織的な管理体制が構築されている
2	一定程度の教育・研究効果が期待できる	一定程度の活用が見込まれる	—
1	教育・研究への効果は低い	活用にあたり検討の余地がある	研究者や教員個人の管理となっており、組織的な管理体制が構築されていない
0	計画調書等に評価するための具体的な記載がなされていない		

（表2）総合評価【教育装置、研究装置及び研究設備】

評価	総合評価	項目別評価の合計点（目安）
A	優先的に採択すべき	11～12点
B	採択すべき	9～10点
C	どちらかといえば採択すべき	7～8点
D	採択の優先順位は低い	4～6点
E	採択の優先順位は極めて低い	0～3点

6割程度
（A、B、Cの割合は問わない）

(表1) 項目別評価【ICT活用推進事業】

評価 (点)	効果性	利用状況	管理体制
	【評価のポイント】 ICT活用推進事業の実施により、教育・研究の進展・振興が期待できるか。	【評価のポイント】 ICT活用推進事業の実施により、導入する機器等の適切な利用が見込まれるか。	【評価のポイント】 機器等の適切な維持・管理体制が構築されているか。
4	学校法人(学校)において策定している中長期の教育・研究に関する目標や計画を達成・実現するための事業と認められるものであり、教育・研究効果を大いに高めることが期待できる	—	事務局を含めた組織的な管理体制が構築されている
3	学校法人(学校)において策定している中長期の教育・研究に関する目標や計画を達成・実現するための事業と認められるものであり、教育・研究効果を高めることが期待できる	—	組織的な管理体制が構築されている
2	一定程度の教育・研究への効果が期待できるが、学校法人(学校)において策定している中長期の教育・研究に関する目標や計画を達成・実現するための事業であるとは言い難い(又は目標や計画を策定していない)。	活用する者が多数見込まれる	—
1	教育・研究への効果が低く、学校法人(学校)において策定している中長期の教育・研究に関する目標や計画を達成・実現するための事業であるとは言い難い(又は目標や計画を策定していない)。	活用する者が一定程度見込まれる	研究者や教員個人の管理となっており、組織的な管理体制が構築されていない
0	計画調書等に評価するための具体的な記載がなされていない	計画調書等に評価するための具体的な記載がなされていない 又は 活用する者が限定的となっている。	計画調書等に評価するための具体的な記載がなされていない

(表2) 総合評価【教育装置、研究装置及び研究設備】

評価	総合評価	項目別評価の合計点(目安)
A	優先的に採択すべき	9～10点
B	採択すべき	7～8点
C	どちらかといえば採択すべき	5～6点
D	採択の優先順位は低い	3～4点
E	採択の優先順位は極めて低い	0～2点

} 6割程度
(A, B, Cの割合は問わない)

⑦ 項目別評価にあたっては、主に以下の表に掲げる計画調書の記載箇所を参照すること。

●教育装置

		記載箇所
評価項目	効果性	【様式2-2】 ・「1 教育装置を整備する目的及び必要性」 【様式2-3】 ・「4 教育装置を使用する主な教員等」の「装置の必要性と教育課題との関連性」
	利用状況	【様式2-3】 ・「4 教育装置を使用する主な教員等」 ・「5 教育装置を使用する見込の教員・学生数」 ・「6 教育装置を使用する授業内容等」
	管理体制	【様式2-2】 ・「2 教育装置の管理運営組織」

●研究装置

		記載箇所
評価項目	効果性	【様式3-2】 ・「1 研究装置を整備する目的及び必要性」 【様式3-3】 ・「5 主な研究実績」 【様式3-4】 ・「6 研究装置を使用する主な研究者等」の「装置の必要性と研究課題との関連性」
	利用状況	【様式3-3】 ・「4 研究装置を使用する見込の研究者・大学院生数」 ・「5 主な研究実績」 【様式3-4】 ・「6 研究装置を使用する主な研究者等」 ・「7 学外期間（他大学や民間企業等）との共同利用の予定」
	管理体制	【様式3-2】 ・「2 研究装置の管理運営組織」

●ICT活用推進事業

		記載箇所
評価項目	効果性	【様式5-4】 ・「1 ICT装置を整備する目的及び必要性」
	利用状況	【様式5-5】 ・「4 設置するICT装置の利用見込み等」
	管理体制	【様式5-4】 ・「2 ICT装置の管理運営組織」

● 研究設備

		記載箇所
評価項目	効果性	【様式 4-2】 ・ 「1 研究設備を整備する目的及び必要性」 【様式 4-3】 ・ 「4 主な研究業績」 【様式 4-4】 ・ 「5 研究設備を使用する主な研究者等」の「設備の必要性と研究課題との関連性」
	利用状況	【様式 4-3】 ・ 「4 研究設備を使用する見込の研究者・大学院生数」 ・ 「5 主な研究実績」 【様式 4-4】 ・ 「5 研究設備を使用する主な研究者等」 ・ 「6 学外期間（他大学や民間企業等）との共同利用の予定」
	管理体制	【様式 4-2】 ・ 「2 研究設備の管理運営組織」

- ⑧ 選定委員による審査の結果、3名の委員の総合評価（A, B, C, D, E）をもとに、以下に示すように。優先順位付けを行い予算の範囲内になるよう国庫補助額の圧縮（図）を行う。

■ 優先順位付け・採択対象事業選定の考え方

- ・ 3名の委員の総合評価を点数化（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）し、当該点数の合計値を事業の評価点とする。
- ・ 事業の評価点が高いものから、優先的に採択するものとする。
- ・ ただし、一定の評価点を得た事業のうち、当該事業が行われる学校における耐震化率が2019年4月1日時点で100%の学校の事業を優先した上で、当該選定の対象となった事業の国庫補助総額が予算額を下回った場合には、当該事業が行われる学校における施設整備計画が2023年度末までに耐震化率100%となっている学校の事業を選定する。
- ・ なお、1名以上の委員からEの総合評価を付された事業及び2名以上の委員からDの総合評価を付された事業については、採択事業の対象外とする。

(図：採択対象事業の国庫補助額の圧縮のイメージ)

